

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について  
高压ガス貯蔵所の設置の許可

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高压ガス保安法第16条第1項

要請300立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに300立方メートルを超える政令で定める値）以上の高压ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第1種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第1種製造者が第5条第1項の許可を受けたことに従って高压ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りではない。

3 第1項の場合において、貯蔵する高压ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス10キログラムをもって容積1立方メートルとみなして、動向の規定を適用する。

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高压ガス保安法第16条第2項

都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その第1種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。

一般高压ガス保安規則第21条～第23条

液化石油ガス保安規則第22条～第24条

2 （審査基準）

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成19・06・18原院第2号）

法第16条関係

一般高压ガス保安規則関係例示基準（平成13・03・23原院第1号）

液化石油ガス保安規則関係例示基準（平成13・03・23原院第2号）

標準処理  
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
14日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	14日	